別紙2 サービス内容説明書

1 提供するサービスの内容

介護保健施設ミドルホーム富岡における施設サービス等は、利用者の希望や課題を考慮 し作成された施設サービス計画等に基づいて提供されます。

- ① 施設サービス計画の立案(短期入所療養介護計画、介護予防短期入所療養介護計画含む) 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員が、入所者等の要介護 状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、療養 を妥当適切に行うための施設サービス計画原案を作成します。
- ② 通所リハビリテーション計画(介護予防通所リハビリテーション計画含む)の作成 居宅サービス計画に基づいて、医師、作業療法士、理学療法士、看護職員等が共同して計画の原案を作成します。

③ 医療

常に利用者の病状、心身の状況の的確な把握に努め、医師による利用者やその家族に対しての適切な指導を行います。検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして適切に行います。急変時や利用者の病状に照らして専門医の診察の必要がある時(歯科受診を含む)は、協力病院への受診・入院等の適切な措置を講じます。

④ 看護・介護

利用者の自立の支援と日常生活の充実を図るよう、利用者の心身の状態に応じた適切な看護・介護を提供します。

利用者の病状及び心身の状態に応じ、適切な方法により、排泄等の日常生活動作の自立に向けて適切な援助を行います。

⑤ リハビリテーション

機能訓練を重視し、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を策定して常勤の作業療法士及び理学療法士、作業療法士、理学療法士の指示の下での助手による個別リハビリ訓練を行っています。また、個人の能力等を生かしたグループ活動等のプログラムを組み、機能訓練の一環として活用しています。

⑥ 食事

管理栄養士による適温で栄養のバランスを考えた食事を提供します。食事は、健康 状態が悪くない限り、食堂にてお摂りいただきます。

・朝食 午前7時30分 ·昼食 正午 ·夕食 午後6時

なお、病状により、通常のメニューによる食事を摂れない利用者には、ミドルホーム富岡の医師の管理の下、治療食等の療養食を提供します。

また、栄養状態や摂取状況の評価を行い、その結果をもとに医師・管理栄養士・看護師・介護支援専門員等が共同して利用者ごとの栄養ケア計画を作成し、計画に従って低栄養状態の予防・改善のための管理を継続して行なう栄養マネジメントサービスを提供します。さらに、食事を口から食べられることを維持していくための取り組みを、利用者の状態に応じて経口維持計画を作成して行っています。

⑦ 入浴

週に最低2回の入浴となります。ただし、利用者の体調に応じて清拭となる場合も あります。

入浴に介助を必要とする利用者のためには、その状態に応じて車椅子のままで利用できる特殊浴槽や仰臥位の姿勢のまま利用できる特殊浴槽で対応します。

⑧ 相談援助サービス

利用者又はその家族からの、制度利用や利用料金に関する事、心配事等さまざまな相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

要介護認定の申請代行等の介護保険法に基づく行政手続きを、必要に応じて行います。

⑨ 退所に向けた総合的支援

入所者の退所に際しては、利用者又はその家族に対する家庭での介護方法等に関する適切な指導、病院又は診療所の医師及び居宅介護支援事業者等に対する情報提供を行います。

また、退所が可能になった入所者の退所を円滑に行うために、介護支援専門員や支援相談員が中心となって退所後の主治医及び居宅介護支援事業者、市町村と連携を行います。

- ⑩ 介護予防サービス (要支援 1・要支援 2 と認定された方を対象としたサービスです)
 - (1) 介護予防短期入所は、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下における看護・介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の援助を行います。
 - (2) 介護予防通所リハビリは、利用者が可能な限りその居宅において自立し 日常生活を営むことができるよう、介護予防通所リハビリテーション計 画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを 行います。

⑪ 理美容サービス

当施設から委託された理美容業者により提供いたします。

② 基本時間外施設利用サービス

何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた 通所リハビリテーションの利用時間の終了時間に間に合わない場合に適用いた します。

③ その他

※これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

2 利用料金等について

運営規定別表第2に記載されています。

3 医療機関等との連携

ミドルホーム富岡では、次の医療機関と歯科医療機関に協力を頂いております。

① 協力病院 公立富岡総合病院 公立七日市病院

西毛病院

② 協力歯科医院 西毛病院歯科

4 ミドルホーム富岡利用に当たっての留意事項

① 面会

面会は、別に定める面会方法に従って行っていただきます(別紙にてご説明いたします)。ただし、緊急の場合はその限りではありません。なお、面会方法について、 感染症の発生状況等に合わせて適宜変更いたしますので、その都度ご案内させていた だきます。

ご家族等におかれましては、できるだけ面会に来ていただきますようお願いいたします。

② 飲酒

ミドルホーム富岡館内及び敷地内での飲酒は、原則としてお断りしております。

③ 喫煙

改正健康増進法の定めにより、ミドルホーム富岡館内及び敷地内全て、原則「禁煙」 となっております。なお、敷地内に駐車されたお車の中での喫煙も法的に禁止されて おりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。

④ 外出·外泊

外出・外泊の際は、必ずサービスステーションまで申し出ていただき、「外出・外泊届」を記入の上、提出して下さい。また、記載されてある注意事項を遵守して下さい。 ご家族におかれましては、家庭生活とのつながりを維持する意味からも、積極的に 外出・外泊の機会を設けていただきますようお願いいたします。

⑤ 入所中、外出・外泊中の医療機関の受診

標準的な医療行為はミドルホーム富岡で行います。そのため、他の医療機関を受診 したり、投薬を受けたりすることができないことがありますので、必ず事前にミドル ホーム富岡にご相談下さい。

⑥ 金銭・貴重品の持ち込み

当施設内では、飲料の自動販売機を除き、施設生活上で現金を要する機会はありませんので、現金の持ち込みについては原則としてはお断りをしております。

自動販売機使用を想定した少額の現金の持ち込みについては許可しておりますが、 持ち込みを希望される場合には、必ず事前に支援相談員等にお申し出ていただき ますようお願い致します。

なお、たとえ少額であっても、心身の状態等によりご自身での適正な管理が難 しいと当施設で判断した場合は許可ができないこともありますことを予めご了承 ください。また、やむを得ない事由により、少額とはいえない額の現金や本人愛用の貴重品(長年身に付けている結婚指輪等)等の持ち込みを希望される場合については、必ず入所前に支援相談員にその旨ご相談くださいますようお願いいたします。当施設において、当該やむを得ない事由の具体的な内容及びご本人の管理能力(心身状態等)等について十分に協議させていただいた上で、その可否については判断をさせていただきます。協議の上、持ち込みを許可できない場合もありますので予めご理解の程よろしくお願い致します。なお、持ち込まれた金銭類や貴重品類が紛失や破損した場合については、ミドルホーム富岡の責めに帰すべき事由により生じたと認められる場合を除き、その責任は負いかねますことを予めご承知おき願います。また、当施設で多額と判断した額の現金や、通帳や証券類等、紛失や破損して困るような貴重品や宝飾品、貴金属や宝石、ブランド品等の持ち込みについては禁止としておりますので、ご理解の程よろしくお願い致します。

なお、当施設から持ち込みを許可された場合の金銭類や貴重品類の管理については、別に当施設で定める方法(個別に対応・説明いたします)により管理を致しますので、何卒ご理解ご協力をいただき、ご本人ご家族ともに遵守していただけますようお願いいたします。

当施設では、利用者間での金銭類の授受や貸借、現金の両替、貴重品類等の譲渡等の行為については一切禁止しております。なお、これらの行為については、利用者・職員間においても原則禁止としております。

⑦ 宗教・政治活動

ミドルホーム富岡内での宗教の勧誘や特定の政治活動は、他利用者の迷惑になりま すので一切お断りしております。

⑧ 営利行為等

ミドルホーム富岡内での営利行為、販売行為等は、一切お断りしております。

⑨ ペットの持ち込み

ミドルホーム富岡内へのペットの持ち込みは、原則としてお断りしております。

⑩ 食事の持ち込み

施設利用中の食事は、特段の事情がない限りミドルホーム富岡の提供する食事をお召し上がりいただきます。食事は保険給付外の利用料と位置付けられていますが、同時に施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、原則として食事のお持ち込みはお断りしています。

食事以外の食物のお持ち込みについても、食中毒等の衛生管理上及び栄養管理上並びに誤嚥事故防止などの安全上の理由により、極力ご遠慮いただいております。持ち込みを希望される場合は、利用者ご本人が食べられる食物形態及び範囲内の量にしていただくとともに、必ず食べていただく前にミドルホーム富岡職員に申し出ていただきますようお願いします。

① 危険物の持ち込み

入所されているみなさまに安全な療養環境を提供するために、刃物や火気類などの 危険物の持ち込みは一切お断りしております。また、お持ち込みになられた私物・所 持品を確認させていただいた際に危険物に類するものと判断された物品については、 持ち込みをご遠慮していただくことがあります。

利用者ご本人の趣味・生き甲斐などの理由により、やむを得ず裁縫道具などの危険を及ぼす可能性のある道具の持ち込みを希望される場合については、必ずミドルホーム富岡職員に申し出て許可を得てください。なお、その際の道具の管理については、サービスステーションにて行います。

① 衣類·所持品

衣類や所持品など、持ち込まれる物品には必ず利用者ご本人の名前を分かりやすく 明示してください。また、お持ち込みになる所持品類は必要なもののみにとどめてい ただくようお願いいたします。

デリケートな衣類、特殊素材の使用された衣類、貴重な衣類や高価な衣類などについては、お持ち込みにならないようお願いしております。なお、利用者ご本人の選択によりそれらの衣類を持ち込まれた場合につきましては、洗濯はご家庭でお願いするとともに、破損・紛失した場合などはミドルホーム富岡の責めに帰すべき事由による場合を除き、責任は負いかねますことをご承知おき願います。

(13) その他

職員への金品等の謝礼は一切お断りしております。お気遣いのないようにお願いいたします。

共同生活の秩序を保ち、利用者間の相互の親睦に努めていただけますようお願いた します。

ミドルホーム富岡は、個人ごとに立案されたサービス計画(ケアプラン)に基づいて、医学的管理下における看護・介護、リハビリテーションその他必要な医療及び日常生活上の援助を行うことによって、利用者ご本人がその有する能力に応じて少しでも自立した日常生活を営むことができるようにすること、そして、家庭復帰を目指すことを目的としています。利用者ご本人及びご家族のみなさまにおいては、サービス計画(ケアプラン)の作成及びリハビリテーション等の施設サービス実施、家庭復帰へ向けての取り組みに積極的に参加及び協力していただけますようお願いいたします。

以上明記された留意事項について、お守りいただけない場合には、改善をお願いさせていただきます。その後、改善をしていただけない場合には、施設利用の継続が困難となる場合もありますことをご承知おきください。

5 非常災害対策

① 防災設備

スプリンクラー、消火器、消火栓、自動通報装置等

- ② 防災訓練(震災に対する訓練を含む)
 - ・総合防災訓練を年2回以上行っております。

避難訓練、消火訓練及び通報訓練 (昼間訓練) 避難訓練、消火訓練及び通報訓練

(夜間想定訓練)

・基礎訓練を毎月1回行なっております。

図上訓練、機器操作訓練、部分訓練(連絡訓練、通報訓練、消火訓練等)

- ③ 業務継続計画 (BCP) に基づく研修及び訓練
 - ・自然災害 BCP に基づく研修を年2回以上行っております。
 - ・自然災害 BCP に基づく訓練を年2回以上行っております。
 - ・感染症 BCP に基づく研修を年2回以上行っております。
 - ・感染症 BCP に基づく訓練を年2回以上行っております。

6 サービスの質の評価及び向上の体制

- ① ミドルホーム富岡では、自ら提供する施設サービス等の質の評価を行い、常にその改 善を図るよう努めています。評価に当たっては、各部署に「サービス改善意見箱」を 設置して、その内容をミドルホーム富岡運営会議(1回/月)において協議検討して います。
- ② ミドルホーム富岡では、施設内における定期的な勉強会、研修会を開催しています。
- ③ ミドルホーム富岡では、関係諸団体等の開催する各種研修会等へ積極的に職員を参加 させています。
- ④ ミドルホーム富岡は、サービスの質の確保と向上のため、群馬県知事の指定する調査 機関の調査を受けるとともに、その評価結果を指定情報公表センターを通じて公表し
- ⑤ ミドルホーム富岡は、すべての(ただし、医師、看護師、准看護師、理学療法士、作 業療法士、歯科衛生士、管理栄養士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介 護支援専門員等、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有す る者その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講さ せています。

7 その他

- ① 療養状況などについて、ご家族以外の方からの問い合わせや、電話による問い合わせ の場合、相手方の特定ができない場合にはお答えしかねますことをご承知おきくださ
- ② 療養上の都合や感染の状況等により、居室やベッドの位置などをやむを得ずご家族へ の連絡なく移動させていただくことがありますことをご承知おきください。